

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 27 日 作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 2 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 質屋の許可
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第 3 条 第 1 項 (許可の基準)、質屋営業法施行規則第 1 条 (申請及び届出の一般的手続)、第 2 条、第 3 条 (質屋の許可の申請)、第 3 条の 2 (心身の故障により業務を適正に行うことができない者)
審 査 基 準 : 質屋営業法第 3 条 第 1 項 各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50 日
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線 3032)
備 考 :